

いわき市ふくしまDCノベルティグッズ製作業務委託仕様書

1 委託業務名

いわき市ふくしまDCノベルティグッズ製作業務

2 業務目的

本年4月から6月に開催される「ふくしまDC」において、記念となるノベルティグッズを製作し、市主催の各イベント参加者に配布することで、DCの機運を醸成し、本市へのさらなる誘客促進を図るもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年6月30日（火）まで

4 委託料（上限）

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容・グッズの規格等

受託者は、「ふくしまDC」の機運を醸成し、本市へのさらなる誘客促進を図るため、以下の各号に定める仕様によりDCノベルティグッズ（以下「グッズ」という。）を製作する。

- (1) 製作するグッズは、食料品、工作物、繊維既製品等その種類は問わない。ただし、食料品等その品質を保持できる期間や方法に制限があるものについては、おおむね常温で6か月以上保持できるものに限る。
- (2) グッズの種類及び数量は以下の通りとする。
 - ・種類 2種類
 - ・数量 総数20,000個（各10,000個）
- (3) グッズのデザインには、ふくしまDC公式ロゴマークを活用し、ロゴマークのガイドラインに沿ったうえで、印象的かつ請求力のあるデザインとすること。（グッズ自体へのロゴマークの活用が難しい場合は、個包装に活用することも可とする。）
- (4) グッズについては必要に応じて適切な包装を行うこととし、納入については受託者が委託者の指定した場所に直接納入するものとする。

（納入先案）

○ いわき市役所 観光振興課（いわき市平字梅本21番地 いわき市役所5階）

○ いわき新舞子ハイツ（いわき市平下高久南谷地16-4）など

※なお、具体的な納入場所及び各場所への納品数量内訳等の詳細については、業者選定後の打合せにて別途協議する。

6 提出書類

受託者は、次の号に掲げる書類を委託者が指定する日まで提出しなければならない。

- 着手届（事業着手後、直ちに提出）
- 完了届（事業終了後、直ちに提出）
- 事業実績報告書

受託者は、本業務終了後、速やかに事業実績報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- その他必要と認める書類

7 スケジュール（予定）

No.	時期	業務内容
1	令和8年2月上旬～2月下旬	業者選定
2	令和8年2月下旬	契約締結
3	令和8年2月下旬～3月下旬	グッズ製作
4	令和8年3月末	グッズ納入

8 特記事項

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関する著作権及び使用権は全て委託者に帰属するものとし、著作物の継続的な使用、再編集、増刷は委託者において自由に行うことができるものとする。
また、委託者が著作物を使用するにあたり、著作人格権を行使しないものとする。
- (2) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に委託者と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。
- (3) 受託者は、本業務の履行に当たって、委託者の作業に支障を来すことの無いよう、人員体制等、万全の業務実施体制を整えること。
- (4) 受託者は、受託業務の実施予定及び実施状況について、定期的に委託者に報告するとともに、委託者から求められた時には速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、特許法、家庭用品品質表示法、食品衛生法等の各関係法令における規定を遵守すること。
- (6) 納入したグッズに欠損等の不良が確認された場合、受託者は自らの負担により速やかにそれを回収し、かつ代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受託者の責めに因らないものと判断できる場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本仕様書に定めるところのほか、いわき市個人情報保護に関する法律施行条例、その他関係法令を遵守するものとする。
- (8) 受託者は、本業務のグッズを委託者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- (9) 本仕様書に疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ委託業務を遂行するものとし、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。